

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和6年度第3回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和6年8月2日(金) 午後2時から午後4時25分まで
開 催 場 所	403集会室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員長、栗原副委員長、清本委員、清委員、池田委員、 矢口委員 欠席者：なし 事務局：企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：選挙管理委員会事務局長、選挙管理委員会事務局係長、保険年 金課長、保険年金課医療費適正化係長、産業観光課長、産業観 光課商工係長
報 告 事 項	令和6年度第2回行政評価委員会の会議結果について
議 題	1 事務事業の外部評価について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 その他
結 論 (決定した方 針、残された問 題点、保留事項 等を記載する。)	議題1 事務事業の外部評価について 「No.20 選挙啓発ボランティア事業」、「No.4 特定健康診査未 受診者受診勧奨事業」及び「No.6 バリアフリー住宅化助成事業」 について、外部評価を実施した。 議題2 行政評価委員会としての意見整理 第1回会議で審議した事務事業3件に係る外部評価(修正案)及び 第2回会議で審議した事務事業3件に係る外部評価(案)について確 認し、以下のとおりとした。 ○No.3 公金スマートフォンアプリ決済収納代行業務委託事業 … 原案のとおりとした。 ○No.5 消費生活展実行委員会交付金交付事業 … 原案のとおりとした。 ○No.17 修学旅行・移動教室保護者負担軽減事業 … 原案のとおりとした。 ○No.18 補助教員派遣事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することと した。 ○No.7 廃棄物資源分別事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することと した。 ○No.8 生ごみ処理機器購入補助金 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することと した。
審 議 経 過 (主な意見等を 原則として発言 順に記載し、同 一内容は一つに	報告事項1 令和6年度第2回行政評価委員会の会議結果について 令和6年度第2回行政評価委員会の会議結果について、会議資料に 基づき事務局から報告した。

まとめる。)

(発言者)
○印=委員
●印=説明員
■印=事務局

【質疑・意見等】

○ 特になし。

議題1 事務事業の外部評価について

事務事業の外部評価について、会議資料に基づき事務局から説明した。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

- - - - - 事務事業の外部評価に関する審議 - - - - -

No.20 選挙啓発ボランティア事業

選挙啓発ボランティア事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- ボランティアに任期はあるのか。
- 任期は定めていない。
- 一度ボランティア登録すれば本人が辞めると言わない限り継続して依頼するのか。
- イベント等の開催に合わせ登録者へ案内を送付する。ボランティアは学生が多く、ボランティアを依頼しても家族から卒業後に本人が市外に転出したと連絡を受けて登録を抹消することも多い。
- 啓発時の参加人数はボランティア登録者に声かけして集まった人数なのか。
- そのとおりである。
- 若年層の投票率は低下傾向とのことだが低下し続けているのか。
- 選挙ごとに様々な傾向があるが、基本的に若年層の投票率が上がる場合、全体の投票率も上がる傾向である。

具体的な数値として、令和5年4月に投開票した本市の市議会議員選挙の全体の投票率は39.77%であり、有権者となって初めての選挙となる18歳の投票率は31.18%であるが、19歳は24.47%と下がり、20歳代は更に19.28%まで下がり年代別では最も低い。これ以降の年代別の投票率は徐々に上昇し、70歳以降の投票率は56.95%である。20歳代の投票率は70歳以降の投票率の2分の1以下の数値であり、この傾向は本市だけでなく全国的に同傾向である。

Jカーブという表現がよく用いられるが、最初の投票となる10歳代は高いものの、段々下がり20歳代が最も低く、それ以降は段々と上がっていく傾向である。しかし、選挙ごとに有権者の状況も変わり、令和6年7月の都知事選挙や昨年の市議会議員選挙は、全体の投票率が高く、10歳代や20歳代の投票率も僅かだが上がっているものもあった。

所管課としては、全体の投票率が下がっており、その中でも若年層の投票率を上げることが全体に好影響を与えられるのではないかと考えている。

- 選挙にはあらかじめ投開票時期が決まっているものと、急に決まるものがあるが、啓発活動のボランティアは突発的に行うのか。
- デエダラまつりや20歳を祝う会など開催時期が決まっているものはその際に実施している。
- 学校での模擬投票は定期的に行っているのか。
- 令和4年頃から高等学校で「公共」という科目が開始され、それに伴い教員からは是非模擬投票を実施してほしいとの要望があった。市内の都立上水高校から依頼を受けて当局が出向き、令和4年度は第3学年、令和5年度は第2学年及び第3学年に講義を行った。
- 小中学校も模擬投票を実施しているのか。
- 小中学校でも実施したいとの要望があったものの、コロナ禍で実施困難だった状況もあり実現できていない。
- そういう活動が定期化すればボランティアが活動する場も増えることにつながりそうである。
- 今回の都知事選挙において期日前投票所の投票立会人を務めた若年層の方から、当局が学校で実施した講義を通して選挙を意識するようになったとの話があった。いろいろな場面で継続して啓発活動ができればベストだと考えている。
- ボランティアより模擬投票の方が効果は期待できそうである。
- イベント開催時のみボランティアを募集するのか。
- 市ホームページや市報で定期的に募集している。
- 市報による周知はそもそも市民の何%が見ているか疑問である。
- よく7人もボランティアが集まったと思う。年齢別では20代前半が多く、10代はいないのか。
- ボランティアは大学生が多い印象である。期日前投票所の投票立会人を若年層の方に依頼しているが、今回の都知事選挙では16日間の期日前投票期間があり、市役所で16日間、緑が丘出張所で5日間実施した。その間、各日で投票立会人を2名選任するが、そのうち1名分は若年層へ積極的に依頼しており、その中には18歳の高校生もいた。80人程度の若年層から申込みがあり、その方々にも本事業を紹介しながら、ボランティア登録者数を増やしていくことができればよいと考えている。
- その取組はいつ頃から開始したのか。
- 平成30年頃から募集しているが、若年層の投票立会人はなかなか集まらなかった経過がある。令和4年度に、新有権者となった方に対し発送する選挙啓発はがきに投票立会人の募集も周知したところ、大分反響があった。申込者数が増えたため、令和4年度の参議院議員選挙から投票立会人2名のうち1名を必ず若年層の投票立会人に務めてもらっている。
- それが継続され更に広まっていくとよい。
- 若年層で投票立会人を務めた方は非常に真面目で、拘束時間が長いものの「やってみてよかった」、「投票の状況が実際に見れてよ

かった」との感想もあり、今後も継続したい。

- 投票立会人を務めた方が選挙後にSNS等を通じてどんな様子だったか伝えてもよいのか。
- 投票の秘密保持、守秘義務があり、誰が投票にきたか、誰に投票したかという内容は開示できず、投票立会人選任の際にも注意事項を知らせている。その制限に当たらなければ宣伝することは問題ない。
- SNSで発信してもらえば若い世代の間でも関心が高まり広まっていくだろう。
- 投票立会人には報酬が支払われるのか。
- 一日1万3,500円の報酬を支払う。
- 投票立会人を希望するのは報酬目当てではないと思ってよいか。
- そうではないと思うが、全くそうではないとも言い切れない。
- 報酬額が高く、よいアルバイトと考えている場合もあるかもしれない。だから応募も多いのだろう。
- 無償であればおそらくそれほど希望者は集まらない。
- その点から考えると有償で行うと伝えればボランティアも集まるかもしれないが、本事業の趣旨にそぐわない。
- 参加者から意見は聞いているのか。
- 投票立会人にはアンケート調査、ボランティアには聞き取り調査を行っている。ボランティアによく参加する人からは「参考になった。今後も積極的に関わっていきたい」との意見が聞かれた。
- 評価が難しい。今回の都知事選挙であると、SNSで話題性のある立候補者もいて若年層でも分かりやすかったことがあるかもしれない。その場合、全体の投票率はそのままで若年層の投票率は上がった可能性があり、立候補者次第という感じも否めないが、ボランティアは関係なく、若年層の投票率を向上させていきたいということによいか。
- そのとおりである。高等学校の「公共」の科目など、昔とは違い学校教育の中で選挙に関して触れる機会があるため、まずは関心をもってもらうきっかけづくりをしたいと考えている。
- 18歳から有権者となるのである意味良いタイミングだと思う。
- 選挙啓発はがきは必ず送付するものなのか。
- 選挙の投票入場整理券とは別に、前回の選挙終了後から今回の選挙開始前までの間に新有権者となった方に対し案内を送付している。
- 毎年ではなく選挙のタイミングに応じて通知期間が空くこともあるのか。
- そのとおりである。
- 要綱にボランティアは市内在住者に限るとあるが、その要件を外してもボランティア登録者数は変わらないのか。市内在住者に限定しなくてもよいのではないのか。
- ボランティアの不足というより、ボランティアを務めてもらい市内の若い有権者を啓発したいという目的だろう。市外在住者をボランティアにすれば他市のための啓発になるが、本市の若年層の投票

率の向上にはつながらないと思っている。

- 趣旨としては市内の若い世代にボランティアを務めてほしい。
- その話から考えると、ボランティア登録者を募って選挙時に市内の大型商業施設で活動しても、市外の住民も多く利用するので選挙啓発にどの程度効果があるかが疑問である。来年3月の市長選挙など、市内のみを対象とした選挙もあるため若い世代が集まる別の場所で啓発活動を行う方が効果も期待できる。
- 市内の大型商業施設やスーパーマーケットなど3、4か所で啓発活動を行っている。
- 人が大勢いる場所で取り組めば達成感はあるものの、効率性を考えると内容が伴わないのは意味がないように思う。せっかくボランティアの学生が頑張っている啓発活動を行うなら同世代をターゲットにピンポイントで活動した方がよい。
- 今の話からすると、例えばボランティアに参加した学生が選挙啓発活動の良さを周囲に伝え波及するなど、若い同世代で横のネットワークのつながりはあるのか伺いたい。
- 投票立会人は、知人からの紹介や兄弟から話を聞いて申込をしたというケースがあるが、ボランティアでは聞かない。
- ボランティアに参加しようと思う人は、そもそもその時点である程度選挙に関心がある。参加者数をすぐに増やすのは難しく、小中学校での模擬投票などを通じて選挙や行政に関心を持つきっかけづくりを地道に進めていくことが大切だと思料する。
- 講義に選挙に関する事項を盛り込み、市内学生に対し単位を取得してもらうのも有効かもしれない。
- 授業の一環として実施する学校もある。
- 模擬投票は学校から依頼されないと実施できないのか。
- 小中学校に働きかけているが、カリキュラムが過密で調整が厳しい状況から現状では盛り込むことが難しい。以前、学校で行う複数ある行政分野に関する講座の中から模擬投票を選択してもらい、2月から3月頃の比較的空いた時期に実施するというところまで調整が進んだが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止となった。
- 文科省でも模擬投票を授業に取り入れた方がよいという考えなのか。
- そうだと思われる。
- 学校教育の現場では行政分野以外にも取り組みたい科目は多いだろうが、そこを上手くアプローチしていければよい。
- 若い世代が選挙に対して関心が薄いことは若年層の投票率にも如実に表れており、それを向上させる取組を進めていく上で、本事業は一定の意義がある。

しかし、参加人数の少ないボランティアだけで若い世代の選挙意識を高めることにつなげていくことは難しく地道に取組を継続することが重要である。若年層の期日前投票所における投票立会人の取組は、金銭目当ての方も含まれるかもしれないものの、以前は募集しても希望者いなかったため、選挙に関心を持って集まる機会を上

手く活用してボランティアにつなげていくことも有効だろう。また、選挙について最初に関心が高く段々と低くなる点は若年層の投票率の数値にも表れており、新有権者となったタイミングを上手く捉えて働きかけることが有効かつ重要だと思うので、委員からの様々な意見を参考にして改善することが望ましい。

- これまでの話をまとめると、本事業は、選挙における若年層の投票率の向上を目的として、若年層の政治や選挙への関心を高めるため選挙啓発活動を行うものであり、その意義は十分に認められることから、今後も継続することが適当である。

他方、選挙啓発ボランティア登録者数や、選挙啓発活動への参加人数が少ないことから、いかに若年層からの参加者を増やし、活性化させるかが課題となっている。

よって、若年層の政治への関心を醸成するため、高い投票率が見込まれる新たに有権者となった10歳代を対象に時期を捉えて本事業を周知するなど工夫改善することが望ましい。また、若年層の期日前投票所投票立会人の選任による周知や、同世代が集まるイベント等の開催に併せた選挙啓発活動を行うなど、より効果的な事業へと発展させていくことを求めたい。

今後も、学校における模擬投票の充実などにより若年層の選挙に対する意識を高めることにつなげていくための努力を継続していくことが肝要である。

No. 4 特定健康診査未受診者受診勧奨事業

特定健康診査未受診者受診勧奨事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 本事業は平成20年度から実施しているが、特定健康診査受診率の長期的な推移を伺いたい。
- 手元の資料で回答すると、令和元年度は受診率49.2%、令和4年度は受診率50.9%であり僅かだが上昇している。
- 事業経費の内容について伺いたい。
- 主に業務委託費である。事業経費の財源は、東京都国民健康保険保険給付費等交付金特別交付金で全額賄っている。委託業務では単純に未受診者に通知するのではなく、未受診者がどのような理由で受診しないのかを調査してグループ分けしている。グループ分けに当たり、医師からの診療報酬明細書（以下「レセプト」という）や過年度の特定健康診査の結果や質問票等のデータを分析した上で、人工知能やナッジ理論を用いて効果的な内容となるよう勧奨はがきや通知を作成し送付している。
- レセプトを分析し、対象者を分類するノウハウを持つ事業者は特殊だと思う。そういうノウハウを持つ事業者は何社あるのか。
- 明確には把握できていない。
- 委託事業者の選定では数ある事業者の中からどのような点に信頼性があると感じて判断したのか伺いたい。

- 事業者からの聴取だけでなく、周辺自治体での導入実績や導入自治体の特定健康診査受診率の向上具合などから判断している。
- 導入自治体の特定健康診査受診率がどの程度向上したか把握できるのか。
- 東京都で各市の特定健康診査受診率を公表している。また、導入自治体への聴取も判断材料としている。
- 委託事業者はどのような方法で選定したのか。
- 指名競争入札で選定している。
- 誰でも条件なく入札に参加できる一般競争入札ではなく、指名競争入札であれば既に指名された時点で事業者のクオリティが確保されている。指名競争入札では、最初に市で入札に参加できる事業者を決めるため、その段階で業界や対象地域での実績の有無を条件に範囲を絞ることができ、委託業務の内容も同様に条件付けできる。その後は数社で価格競争により決定するという理解でよいか。
- そのとおりである。市で仕様書に対象者のグループ分けや実施内容を盛り込んで条件付けし、最終的に価格で決定した。
- ナッジ理論は、過去のデータを検証し、ある傾向の人にどう働きかければ受診につながり効果が得られるかを分析するものだと理解しているが、独自のノウハウを持つ事業者に委託して特定健康診査受診率がどの程度向上したのか伺いたい。
- 特定健康診査受診率の順位を比較すると、令和3年度は多摩26市中7位、令和4年度は26市中4位であり上昇している。
- 特定健康診査受診率の全国平均は57.8%であるが、本市の特定健康診査受診率は都内で高いのか。
- 令和4年度の東京都23区の平均は40.9%であり、都内の中でも本市は高い数値だと捉えている。なお、令和5年度の特定健康診査受診率45.8%は現在集計途中であり、今後、人間ドックや職場等で健康診断を受診した方も検査項目を満たしていれば特定健康診査を受診したものと見なせるため、それらの数値を勘案すれば、同率は上昇すると思われる。
また、特定健康診査の受診者と未受診者を比較すると、未受診者の医療費は受診者より約1万5,000円高く、未受診者の生活習慣病の割合は受診者より22.2%低いことから、自覚症状がないまま生活習慣病が悪化し医療機関を受診するためと推測される。生活習慣病の早期発見、早期治療に結び付けるためにも特定健康診査の受診勧奨は必要だと考えている。
- 勧奨通知後に受診した2,972人、はがきによる勧奨通知後に受診した131人は特定健康診査の受診につながっており、医療費の削減に効果があると思料する。
- 他市でもナッジ理論を用いる事業者へ委託しているのか。
- 詳細は把握してないが、全てがそうとは言い切れないと思う。
- 本市は昔からナッジ理論を用いる事業者へ委託していたのか。
- 委託していない。以前は単に未受診者へ受診勧奨はがきを送付していた。
- 効果的な受診勧奨にはレセプト分析による対象者ごとの傾向調査

が必要だと分かる。しかし、どの様な病気で、どこの医療機関を受診して治療したかは重要な個人情報だが、それを利用されていると知って驚いた。また、携帯電話番号を利用したSMSによる勧奨も驚いたが問題ないのか。

- 毎年の受診勧奨件数を鑑みて、令和5年度から新たな事業としてSMSによる受診勧奨を開始した。1,000件の上限を設けて実施したが特段苦情等は寄せられていない。
- どの様な情報に基づき通知されたか知らない場合、市からの通知なので一般的なメールとして気にしないかもしれないが、レセプトまで分析・調査した上で通知されたと分かるとプライバシー・個人情報保護の問題もある。レセプトで得た情報や集計結果に基づき、こういう病歴のある人はこんな傾向があると個人名を伏せて分析するならプライバシーの問題はある程度クリアできるだろう。しかし、特定の方に通知するには分析情報と個人名がリンクしたデータを使う必要があり、プライバシーとの兼ね合いは難しい点だと思う。
- SMSによる勧奨は、分析に基づかず単に未受診者に対し実施する。あらかじめ特定健康診査の受診券を送付する際にその旨も案内している。
- レセプトや個人情報の取扱いに関する市の規定に抵触しないのか。
- 委託事業者など外部に情報提供する場合、必ず個人情報利用に係る届出を行うため抵触していない。
- 市民が窓口で住所・氏名・連絡先を記入してもそれが回りまわって自分にSMSが送られると考えて情報提供しているとは思えない。
- 受診勧奨はがきを見てもレセプト情報から分析された通知が届いていると気づかないので、かえってそれは怖いと思う。
- 市で申請手続の際に収集する氏名・住所・携帯電話番号は、その申請に係る連絡等が必要な場合に備えて記入していただく。それ以外の目的で連絡先などを使用する場合においても、申請時に同意いただいた方に対してのみお知らせに使用することがある。レセプト情報が法的にどういう位置付けかは分からないが、個人情報の取扱いについては、取り扱う内容や事業によって事前に個人情報保護審議会に諮り、その情報を利用することの可否を審議してもらうことがある。また、レセプト情報がそもそも法令上受診勧奨等に転用してもよいのであれば本人からの同意は必要ない可能性もある。
- レセプトは医師が作成するため市民はサインしないが、レセプト情報の取扱いに関する法令があり、行政における個人情報の取扱いも厳しい。これだけ事業者が参入しているならレセプト情報は法令上転用してもよいものだと推測する。
- 今までの話を聞くと、一人一人の個人情報を見て分類して振り分けるということではないのか。
- あくまでも勧奨は特定健康審査の受診を案内するものである。情報分析もレセプトの有無、医療機関への受診の有無、特定健康診査

の受診の有無により毎年あるいは隔年での受診か、これまで未受診かを把握し、傷病名ではなく受診歴に着目してグループ分けをしている。

- どのような方を対象に受診はがきが送付されたか一目で分かるのか。
- 受診勧奨はがきの一例として、特定健康診査で判る主な病気の兆候、検診時間、検診費は無償である旨など、数種類のパターンに分けて通知する。
- 通知を受け取る側にとっても、市が市民の健康を気遣って特定健康診査の受診を促していると優しく受け取れる内容であればよいと思料する。
- 個人情報記入欄に利用目的や方法を記しているとしても、通知を受け取る側はそういう用途にも使われると思わずギャップがある。
- プライバシー保護の問題を突き詰めていくと、行政が取り組める施策の幅も狭くなってしまうので非常に難しい問題だと思われる。
- 制度としては大丈夫だろうが、市民の受け取り方の問題であり、国の指針や市の取扱いを踏まえ、受診勧奨に当たりどの情報を用いてどう仕分けをしているか周知していく必要がある。
- 公共性とプライバシー保護の問題についてどう折り合いをつけるか議論する上で、どの程度の個人情報がどのように利用されているか実態を踏まえ説明する責任があると思料する。その上で、プライバシーの制限をかけることで公共性が著しく損なわれるなら、多少プライバシーを阻害したとしても共有する方が望ましい場合がある。一例としては震災発生時の救出活動において各家庭にどのような障害を持つ人がいるかを共有しておくことが望ましいという動きもある。そのバランスをとるためには実態を明らかにした上で、利用方法の良し悪しを市で判断し、それを市民から理解を得られるよう透明性を確保してほしい。
- 医療機関から提出されるレセプトなど、医療保険者が保健事業において受診勧奨や検証分析等で活用することは問題ないとされているが、利用方法については透明性を確保していきたい。
- 国民健康保険加入者を対象として生活習慣病とならないよう特定健康診査の受診勧奨を行い、その受診率は東京都平均と比較しても高く、事業者へ委託していろいろなデータを用いながら、より良い勧奨方法で一定の成果を上げている。また、受診者と未受診者の医療費の比較においても医療費の適正化につながり、受診者を増やすことに一定の意義があるので、特定健康診査受診率の目標値60%の達成に向けて頑張っていたきたい。ただ、レセプトなど個人情報を利用した勧奨に関しては、その個人情報利用に当たりどのような取扱いであるか、透明性を高めて市民が納得するよう努めてほしい。
- これまでの話をまとめると、本事業は、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目的として、生活習慣病の発症及び重症化を予防する契機となる特定健康診査の受診者を増やすため、未受診者への受診勧奨を行うものであり、その意義は十分に認められることから、今後も継続することが適当である。

また、効果的に受診へと導くため、委託事業者によるナッジ理論等を用いた通知など勧奨方法を工夫することで特定健康診査受診率の向上を図り、同率を東京都平均より高い水準につなげていることは評価できる。

ただし、公共性とプライバシー保護の観点から、診療報酬明細書等の個人情報を利用した勧奨に当たっては、当該情報を活用した取組について市民から理解を得られるよう、透明性を確保した上で実施することを求めたい。

No. 6 バリアフリー住宅化助成事業

バリアフリー住宅化助成事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 本事業との違いを含めて、高齢者自立支援住宅改修費給付事業の概要を伺いたい。
- 高齢者自立支援住宅改修費給付事業は、高齢福祉課が所管しており、要介護認定を申請した人のうち、要介護又は要支援の認定に至らなかった人を対象として利用できる。補助上限額は20万円で1割から3割の自己負担が発生する。1割負担であれば最大18万円の補助が受けられる。
一方、本事業は、産業振興の観点から、市内事業者による工事施工に限り補助対象としており、対象住宅1棟に対し1回を限度とし、5万円を上限に工事費用の2分の1の費用を補助している。また、現在年齢を限定していないが、要介護又は要支援に至っていない65歳以上の方に関しては高齢福祉課でも対応できるため、対象が重複している。対象工事は同一である。
- 同居者の中に高齢者がいなくても本事業は申請できるのか。
- 年齢要件がないため申請できる。
- 補助対象工事の対象はどのようなものか。
- 手すりや段差解消、間口の拡張などがある。
- 65歳以上の高齢者であれば、高齢者自立支援住宅改修費給付事業の方が使い勝手はよいのか。
- 要介護認定を申請した上でとなるが、本事業よりも補助額が高いため有益である。
- それを利用するには要介護認定の申請が必須なのか。
- そのとおりである。
- 要介護又は要支援の認定を受けた場合はどうなのか。
- 介護保険制度からサービスを利用できる。工事内容も広がり浴槽や洗面台の改修工事も対象となる。
- バリアフリー化の制度として、要介護認定の申請をして認定を受けた場合と受けられない場合、要介護認定の申請や年齢要件を必要としない場合の三つがあるということか。
- そのとおりである。
- 本事業は令和4年度に補助上限額を10万円から5万円に引き下

げたが、上限10万円での交付実績を伺いたい。

- 令和元年度が26件、令和2年度が19件、令和3年度が23件である。
- そもそも市民が本制度を知っているかという問題もある。
- 市民は知らないように見受けられる。
- 本制度を知人から聞いて利用したが非常に助かった。住宅の安全整備を行い自宅内での転倒を予防し生活改善もできる。対象が高齢者であり、事業を推進すれば医療費の削減にもつながることも認識しなければいけないと思う。そういう面も考慮してPRすればよいのではないか。
- 御指摘のあった高齢者の自立支援としての補助事業は、高齢福祉課で実施している。当課はあくまで地域経済の活性化を主軸としており、年齢は問わないものの高齢者を主な対象としていない。
- 市民は双方の事業の違いをそこまで認識していないだろう。
- 当課に問合せがあった際に高齢福祉課の制度も案内している。
- バリアフリー化について市内事業者にご相談した結果、情報提供されて本制度を利用するという流れが多いと思われる。
- 市ホームページやチラシでも周知している。
- バリアフリー化を図るのに地域経済の活性化をわざわざ関連付けた理由はあるのか。
- 当課は地域の産業を支え活性化を図るという目的で実施している。高齢福祉課は福祉の観点から実施しているため目的が異なる。
- 高齢福祉課は65歳以上、要介護認定の申請をした方を対象とし、本事業の対象となるような元気な高齢者は対象としていない。逆に産業観光課では本事業が産業振興の目的を達成するのにあまり役立っているとは言い難く、同課で行うべき事業ではないという位置付けになりつつあると見受けられる。
- 本事業の交付実績は令和4年度15件、令和5年度17件であまり変動していない。高齢福祉課の類似事業もあり、そちらの需要が高いためと思われる。
- 他市の状況について伺いたい。
- 高齢者向け自立支援住宅改修事業を含め、多摩26市中東大和市を除く25市で実施している。工事施工業者について、市内事業者限定して実施している市は本市を含めて5市であり、他の20市は限定していない。また、産業振興関連の部署で対応している市は本市と東村山市のみであり、他の自治体は福祉関連又は住宅関連の部署で所管している。
- 他市と比べると本市では特殊な立て付けをしていると言える。
- 産業振興に力を入れていると認識していただければと思う。
- 現在は物価高騰等の影響もあり改修費用も高い。補助率2分の1といっても上限額5万円であれば、実際の改修費用に比べて補助は少なく本人の実費負担が大きいだろう。
- 東村山市の状況を伺いたい。
- 東村山市は補助上限額10万円としているが、実際にかかる経費の5%程度の補助であり、200万円以上の改修工事を施工しない

と10万円は交付されない。

- 本事業の利用者の年齢を伺いたい。
- 年齢要件がなく令和5年度以前は確認していないが、令和5年度交付実績17件中2件が65歳未満であった。
- 交付実績から判断すると予防的にバリアフリー化したいという高齢者がいるのだろう。
- 所管課の評価は廃止の方向性で見直したいとの考えだが、本事業を廃止しても影響ないのか。
- あまり影響はないと考えている。
- 本事業の目的である地域の活性化は達成できない見通しなのか。
- 一定の効果はあるものの、補助件数が少なく想定以上の効果は今後も期待できないと考えている。
- 高齢福祉課では工事施工業者に地域要件を設けているのか。
- 設けていない。住宅によっては市内事業者では施工できないものがあり、建設したハウスメーカーしか施工できないものや、他の事業者が介入すると保証が適用されないなどの問題もある。
- 高齢福祉課の事業に本事業を吸収するという考えなのか。
- 対象事業は同一で、対象年齢があるかないかの違いしかない。高齢福祉課で対象年齢を65歳以上から変更することはないと思われるため、吸収するというより廃止にする方向である。
- 高齢福祉課の事業は、対象年齢は65歳以上であるものの、必ず要介護認定の申請をしなければ利用できないため、完全に同一の事業ではない。移行すると、要介護認定の申請はしたくないがバリアフリー化をしたいと思う元気な高齢者は、現行の制度で補助を受けられなくなる。
- 65歳以上の方なら要介護認定の申請自体はできる。
- 制度上は可能だとしても、わざわざ要介護認定の申請をしてまで利用しようとするかにもよるだろう。そこまでは面倒だと思えば制度の活用を遠慮してしまうことにならないか。
- そういう可能性は考えられると思う。
- 要介護認定の審査は厳しいため簡単に認定されないと思われる。
- 交付実績17件のうち2件を除く15件の約8割は、65歳以上の高齢者で要介護認定を申請せず、なおかつ元気であり本事業で予防的にバリアフリー化を行っている。仮に本事業を廃止すると、わざわざ要介護認定を申請し、認定されずに自立支援に該当する必要があるが、それを前提に申請するかは疑問が残る。本事業の活用で元気に生活ができ介護や病気の予防効果もあるという意見もあったが、それは取るに足らないことなのか。
- 産業観光課が行うことではなく、高齢福祉課で考えていくべきだと考えている印象を受ける。
- バリアフリー化事業について、多くの市では福祉又は住宅に関連する部署が実施している。
- 同じ性質の事業を二つに分けて市が実施する必要はなく、見直しの余地もあるため、統合など検討を進めることが望ましい。
- 確かに高齢者自立支援住宅改修費給付事業と類似性が高く、重複

も多いと言えるが、本事業は年齢制限がなく、今は要介護認定を申請しない高齢者にとってニーズがあることも交付実績から分かる。ただ、地域産業の活性化という観点からは実施効果はあまり見込めず、産業振興の事業というより、高齢者や予備軍をバリアフリー化で健康な生活を維持させる支援策として位置付け、他市と同様に福祉又は住宅を所管する部署に移管すべきであるという所管課の意見は、当委員会としても最もだと考える。

- 他の部署への移管を考えたとき、本事業を廃止し、高齢者自立支援住宅改修費給付事業に一本化してしまうと、これまでのニーズに対応できなくなるため一定の配慮をした方がよい。特に現在健康であっても将来的にバリアフリー化することで高齢者が転倒や怪我をするリスクが減り、健康で病気にならず医療費がかからない生活を送れること自体は決して悪いことではないので、適切に考慮した上で統合してほしい。
- 地域経済の活性化の観点から、同様に予算を使うのであればバリアフリー化よりも有効な使い方ができるように思われる。
- 地域活性化のために別の事業や取組をしたいとの考えはあるのか。
- 新たな創業者の掘り起こしと地域に根差した創業に対する機運醸成を図るため、令和6年度から新たにビジネスプランコンテストを始めており、今後も地域振興のために予算を活用したいと考えている。
- モノレール延伸に伴い産業振興の観点から何か取り組むことはできないのか。
- モノレール沿線まちづくりに関しては、現在グラントデザインを進めており、モノレール延伸に伴う地域振興・活性化は次の段階で議論することになると思われる。現状はまちづくりの構成を検討している状況であり、その方向性が定まった段階で地域公共交通である市内循環バスや路線バス、むらタクの再編についても検討を進めていくこととしている。それらの方向性を見据えつつ地域振興・活性化に向けて検討することとなるが、まだ状況が見い出せていないため検討段階には早いと思われる。
- これまでの話をまとめると、本事業は、市民の住環境における安心安全を推進するとともに、地域経済の活性化を目的として開始されたものであるが、交付実績が低調であり、本事業が期待した成果に結び付いているとは言い難い状況を考慮すれば、廃止を見据えた検討が必要であるとする所管課の評価に異論はない。

また、高齢者自立支援住宅改修費給付事業と類似性が高く、実施内容や対象者が重複していることから、本事業の在り方を整理し、予防的に住宅のバリアフリー化を希望する方への支援という観点から、将来的には福祉又は住宅関連を所管する部署への所管替えを検討していく必要があると思料する。

ただし、見直しに当たっては、現在、年齢制限がなく要介護認定の申請をしない高齢者に対し一定のニーズがあることから、その影響を十分に精査した上で、慎重に判断することを求めたい。また、本事業

業は、産業・地域の活性化の観点からは実施効果は乏しいものの、今後の見直しに当たり、より効果的な他の事業展開も併せて検討することが望ましい。

議題 2 行政評価委員会としての意見整理

第 1 回会議で審議した事務事業 3 件の外部評価（修正案）及び第 2 回会議で審議した事務事業 3 件の外部評価（案）について提示した。

No. 3 公金スマートフォンアプリ決済収納代行業務委託事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No. 5 消費者生活展実行委員会交付金交付事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No. 17 修学旅行・移動教室保護者負担軽減事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No. 18 補助教員派遣事業

- 第一段落の「同性質のエデュケーション・アシスタント」の記載について、教員免許があるかないかという違いは大きく、同性質とは言えないため表現を変更した方がよい。よって「東京都の補助制度の活用については、想定されている役割の類似性から判断すると、今後も同制度を活用して本事業を継続することは妥当である」旨の表現に修正していただきたい。

また、第二段落と第三段落は目的について触れており、第二段落では個に応じた指導を、第三段落では教員の負担軽減を挙げている。第三段落は教員の負担軽減と明示されていて分かりやすいが、第二段落の「教育内容の実施水準等」の記載について、曖昧になっているため「個に応じた指導の水準等」と明示化するように修正していただきたい。

また、そうすると第三段落の「本事業の目的に鑑みて」とわざわざ触れる必要はなくなるため削除してよい。

- いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

No. 7 廃棄物資源分別事業

- 第二段落の「意識付けを行うなど、」の記載について、市民をしつけるような印象を与えてしまうので別の表現に修正した方がよい。
- 第三段落の「市民の排出機会を増やすなど、より効果的な事業へと」の記載について、趣旨としては効果的というよりも市民目線でより利用しやすいものとなるよう議論していた。
- 排出機会を増やすというより、ごみ捨ての利便性が良くなればい

	<p>いという意見だったと記憶している。</p> <p>○ 市民にとって利便性の高いごみ排出の仕組みになるよう発展させることを期待したいという趣旨の表現に修正していただきたい。</p> <p>■ いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。</p> <p>No. 8 生ごみ処理機器購入補助金</p> <p>○ 第二段落の「また、当該機器の普及率が低く、」以下の記載について、普及率が低く環境意識の啓発に効果が期待できるとあるが、逆に全世帯に対する普及率が低いため有効性の観点から生ごみの削減にどの程度寄与しているか疑問であるということも言える。</p> <p>どちらの意味合いもとれるが、第二段落と第三段落のつながりが分かりにくいため、第二段落の始まりを「また、」から「しかし、」に変更し、「当該機器の全世帯に対する普及率はまだ低く、効性の観点から実質的に生ごみの削減にどの程度寄与しているかは疑問である」旨の趣旨に修正していただきたい。そのあとの当該機器が普及しない要因については、「また、電気代等の運用に係る費用等が当該機器の普及を阻害する要因になっていると思われる」旨に修正していただきたい。</p> <p>○ 第三段落の「よって、」以下の記載について、「本事業の利用促進を図るため、市民や事業者等から当該機器の利用地調査し、周知方法の改善に努めるなど、より効果的な事業へと発展させていくことを求めたい」に修正していただきたい。</p> <p>それに加えて、最後に「また、調査結果を基に、一般家庭と事業者に分けた目標普及率を設定し、同目標を達成する上で、本制度が果たす役割についても検討することを併せて求めたい」ということを追記していただきたい。</p> <p>当面は本事業を活用してもらうよう工夫改善を図るとともに、全世帯でどの程度生ごみ処理機器を普及させて目標を達成するのか、一般家庭と事業者それぞれで目標を立てて本事業の位置付けを考え直した方がよいと思料する。</p> <p>■ いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。</p> <p>議題3 その他 次回以降の会議のスケジュールについて、事務局から報告した。</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>○ 特になし。</p>
--	---

会議の 公開 ・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由	傍聴者： <u> 0 </u> 人
-------------------------	--	-------------------

	()
--	-----

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)
------------------	--

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

（日本産業規格A列4番）